

【記載例】
猶予額100万円以下の場合

徴収猶予申請書

七尾市長

地方税法第15条の2第1項の規定により、以下のとおり猶予を申請します。

1	申請者	住所所在地	〒×××-×××× 〇〇市△町×丁目×番地 電話番号〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 携帯電話〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇					① 申請年月日	令和〇年△月×日		
		氏名称	〇〇株式会社 代表取締役 七尾 太郎					添付する書類欄		<input checked="" type="checkbox"/> 100万円以下の場合 <input type="checkbox"/> 100万円超の場合 <input checked="" type="checkbox"/> 財産収支状況書 <input type="checkbox"/> 収支の明細書 <input type="checkbox"/> 財産目録 <input type="checkbox"/> 担保関係書類	
2	納付すべき市税	年度	税目	期	納期限	本税	督促手数料	加算金額	延滞金額	滞納処分費	備考
		6	固定資産税	1	7・1・6	150,000					
		6	固定資産税	2	7・1・31	150,000					
		6	固定資産税	3	7・2・28	150,000					
		6	固定資産税	4	7・3・31	150,000					
合計					600,000	0	0	0	0		
②イ～ホの合計		600,000		③現在納付可能資金額		0		④徴収猶予を受けようとする金額(②-③)		600,000	
※③欄は、「財産収支状況書」の(A)又は「財産目録」の(D)から転記											
4	猶予該当事実の詳細	令和6年1月1日発生「令和6年能登半島地震」の影響により、店舗及びその他設備が損傷を受け、同年6月まで営業ができなかった。									
5	一時に納付することができない事情の詳細	営業を再開するため、店舗及びその他設備等の修繕を行ったところ、300万円の費用が掛かった。地震保険で100万円の給付があったため、差引金額である200万円が、猶予該当事実があったことによる支出となっている。									
6	猶予期間	令和7年1月7日から令和7年6月30日まで 6月間									
※猶予期間の開始日は、①の申請年月日(ただし、納付すべき市税の納期限以前にこの申請書を提出する場合は、納付すべき市税の納期限の翌日)											
7	納付計画	納付開始月	毎月の納付日		納付方法		毎月の納付額				
		7年1月	末日		納付書		100,000円				
※「毎月の納付額」は毎月の基本的な納付額とし、月により納付金額の変動がある場合は、別添の「財産収支状況書」(又は「収支の明細」)の納付計画に基づくものとする。											
担保	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		担保財産の詳細又は提供できない特別の事情		※猶予金額が100万円以下の場合記載不要						

1 「申請者」欄

①申請年月日

申請書を提出する日を記入します。(郵送で提出する場合は、投函する年月日)

2 「納付すべき市税」欄

申請をするときに、未納となっている市税を市税をすべて記載します。

延滞金については、本税の金額を納付していないときは、「要」と記載します。

「備考」欄には、猶予を受けようとするものに○印を付けます。

3 「④徴収猶予を受けようとする金額」欄

(猶予を受けようとする金額100万円以下の場合)

「納付すべき市税」の合計欄から「財産収支状況書」の「2 現在納付可能資金額」欄の「現在納付可能金額(A)」を差し引いた金額を記載します。

(猶予を受けようとする金額100万円超の場合)

「納付すべき市税」の合計欄から「財産目録」の「4 現在納付可能資金額」欄の「③現在納付可能資金額(①-②)(D)」を差し引いた金額を記載します。

なお、災害等により納付困難となった場合の徴収猶予を受けようとする場合は、猶予該当事実があったことにより納税者が支出し、又は損失を受けた金額と納付を困難とする金額のいずれか低い方の金額が、猶予を認められる限度額となります。

4 「猶予該当事実の詳細」欄

災害等により納付困難となった場合の納税の猶予を申請する場合には、猶予該当事実の詳細を記載します。なお、本来の期限から1年を経過した後に納付すべき市税が確定した場合の納税の猶予の申請をする場合には、記載する必要はありませんが、やむを得ない理由(*)により猶予を受けようとする市税の納期限後に申請書を提出する場合は、そのやむを得ない理由をこの欄に記載します。

* この場合の「やむを得ない理由」とは、その猶予を受けようとする市税を納付すべきことを知ったときから納税の猶予の申請書及び添付書類の作成のために通常必要と認められる期間(おおむね1か月程度)内に納税の猶予の申請書が提出されたことその他納税者の責めに帰することができないと認められる理由をいいます。

5 「一時に納付することができない事情の詳細」欄

猶予該当事実があったことにより、納税者が資金の支出をし、又は損失を受け、その支出又は損失があることが一時に納付することができないことの原因になっている事情の詳細を具体的に記載します。

6 「猶予期間」欄

この欄には、「猶予期間の開始日」(*)から「納付計画の最終日」及びその期間を記載します。

* 「猶予期間の開始日」とは、通常は申請書を提出する日ですが、次に掲げる場合にはそれぞれの日となります。

- ・ 申請書を提出する日が猶予を受けようとする国税の法定納期限以前である場合には、法定納期限の翌日が「猶予期間の開始日」となります。
- ・ 災害等のやむを得ない理由により、申請書を提出できなかった場合は、申請書を提出した日にかかわらず、猶予該当事実が生じた日を「猶予期間の開始日」とすることができます。

7 「納付計画」欄

この欄には、別添の「財産収支状況書」(又は「収支の明細」)の納付計画に基づき、「納付開始月」、「毎月の納付日」及び「毎月の納付額」を記載して下さい。

【納付方法】

「納付書」……七尾市指定・収納代理金融機関窓口又は、税務課窓口 ※コンビニやスマホ納付はできません。

「郵便払込票」……郵便局窓口・郵便局ATM

「口座振替」……事前に口座振替依頼書の提出が必要 ※七尾市指定・収納代理金融機関のみ

※「毎月の納付額」欄は、月により納付金額の変動がある場合でも、毎月の基本的な納付額を記載してください。実際の納付については、「財産収支状況書」(又は「収支の明細」)の納付計画に基づき納付してください。